募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

株式会社 SBI ネオトレード証券

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

１．当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第１条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。

２．株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。

３．当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

（1）新規公開株の場合

新規公開株の個人のお客様（機関投資家を除く。以下同じ。）への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として、個人のお客様への配分予定数量の 10%については、申込者全員を対象として、１人１票の平等な割合にて抽選を行い、配分先を決定いたします（以下「完全平等抽選」といいます）。また、残りの 90%については、3.（1）③ 抽選方法に定める方法によって、対象銘柄の申込受付日の前月売買高及び、前月末の保有現物株式および保有投資信託の評価残高合計により判定するステージ制を設け、ステージ別に付与する抽選票数を変更して抽選を行い、配分先を決定いたします（以下「ステージ制抽選」といいます）。なお、ステージ制抽選の判定基準に達しない個人のお客様の場合は、完全平等抽選のみで抽選対象となります。

①申込方法

抽選へのお申込みは原則、当社ウェブサイトの取引画面内の専用ページにて受け付けます。目論見書、契約締結前書面および報告書につきましては、パソコン上で確認・管理が可能な電子交付サービスをご利用いただくことを条件とさせていただきます。

②抽選日

抽選は、ブックビルディング期間中に行われたお客様からの需要申告または配分申込みを対象として、公募価格決定日に当社が行います。この場合、原則として当社が配分する数量のうち、お客様への配分予定数量の 100%を当該抽選に付すことといたします。なお、お客様への当選数量には、上限を設けるものといたします。

③抽選方法

完全平等抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告または配分の申込みに番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行ない、当選番号および補欠当選番号とその繰上げ順位を決定します。ステージ制抽選に当たっては、各ステージ別に設定された票数を申込に付与し、票数分の申込番号を発行します。発行された申込番号を対象に抽選を行い、当選番号および補欠当選番号とその繰上げ順位を決定します。

④抽選結果の通知

抽選に当選されたお客様には、抽選日（公募価格決定日）から翌営業日にかけて、当選の旨及びその払込の要領を当社ウェブサイトの取引画面内又は、電子メール等でお知らせいたします。公募価格決定後の購入申込みを行えるのは、需要申告または配分申込みに参加し、当選されたお客様に限ります。なお、当選されなかったお客様にはその旨をご登録メールアドレス宛に通知いたします。

⑤繰上げ当選

抽選の当選者が当該株券の購入申込み期間中に、当社が事前に掲示し定めた所定の申込み手続を完了しなかった場合にはその当選を無効とし、上記③の補欠当選者に対してその繰上げ順位に従って当該数量の配分を行います。なお、ステージ制抽選にて当選および補欠当選を行ってもなお、ステージ制抽選の配分数量が残っていた場合は、完全抽選の補欠当選者に当該数量の配分を行います。

⑥抽選数量の変更または抽選の中止

抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

イ　ブックビルディングの需要が積み上がらない場合。

ロ　個人顧客の配分の申込みが当社における個人顧客への配分予定数量に満たない場合。

ハ　抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合。

ニ　抽選を行う数量が５単位に満たない場合。

⑦当選しなかった需要申告の取扱い

抽選に当選しなかった需要の申告または配分申込みに対し、本方針の「(2) 新規公開株の抽選によらない配分」を行う場合があります。

(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、有価証券投資に関する知識・経験・資力等のいわゆる「適合性の原則」に留意しつつ、当社との取引状況やお客様の取引意向等を総合的に勘案して行うことといたします。

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分及び個人お客様以外のお客様への配分（以下、「その他の配分」といいます。）につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記 (2) の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することといたします。

４．当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、原則として当社が配分する数量の全株を当該抽選に付すことといたします。

５．配分先は需要申告または配分申込みによる抽選に当選し、かつ購入申込期間に購入の申込みをなさったお客様の中から決定いたします。

ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

６．需要申告及び配分の申込みは、当社ウェブサイトの取引画面内の専用ページにて受け付けます。

７．需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ（https://www.sbineotrade.jp/）においてお知らせいたします。

８．個別の事案において、6.までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7.に併せてお知らせいたします。

９．当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、

① 発行会社が指定する者、
② 当社の役職員、
③ 当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、
④ 暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、
⑤ 同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存であります。

なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。また、当選後にこれらの事実が判明した場合は、当該お客様の当選を取り消す場合があります。

10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。

11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

付　　則

１．この規程は、2009 年 4 月 20 日から施行する。
２．この規程は、2009 年 5 月 21 日から一部改訂施行する。
３．この規程は、2011 年 7 月 3 日から一部改訂施行する。
４．この規程は、2017 年 1 月 1 日から一部改訂施行する。
５．この規程は、2021 年 6 月 1 日から一部改訂施行する。
６．この規程は、2021 年 11 月 1 日から一部改訂施行する。